

令和7年度大磯町教育委員会第4回定例会議事録

1. 日 時 令和7年7月17日（木）
開会時間 午後1時30分
閉会時間 午後5時02分
2. 場 所 大磯町立福祉センターさざれ石
3. 出席者 府 川 陽 一 教育長
トーリー 二葉 教育長職務代理者
櫻 田 京 子 委員
武 沢 護 委員
鈴 木 孝 善 委員
加 藤 敦 教育部長
齋 藤 永 悟 町民福祉部参事（こども政策・子育て支援対策本部担当）
波多野 昭 雄 学校教育課長
守 屋 清 志 生涯学習課長兼生涯学習館長兼図書館長
北 水 慶 一 生涯学習課旧吉田茂邸利活用担当課長兼郷土資料館長
小 林 琢 哉 子育て支援課長
(こども家庭センター長兼子育て支援総合センター所長兼子育て支援センター所長)
須 田 幸 年 学校教育課主幹兼教育指導係長
上遠野 聡 (書記) 学校教育課副課長兼教育総務係長
4. 欠席者 なし
5. 傍聴者 4名
6. 付議事項
議案第8号 大磯町いじめ問題対策・調査委員会委員の委嘱について
議案第9号 大磯町立中学校で使用する教科用図書の採択について
議案第10号 大磯町立小学校で使用する教科用図書の採択について
議案第11号 大磯町立小学校の特別支援学級で使用する教科用図書の採択について
7. 報告事項
報告事項第1号 令和7年第2回（6月）大磯町議会定例会及び第1回（7月）大磯町議会臨時会について
報告事項第2号 令和7年度第1回いじめ問題対策・調査委員会の開催結果について
報告事項第3号 終戦80年企画展「資料と証言にみる大磯と戦争」の開催について
報告事項第4号 いじめに係る対応等について
8. その他

(開 会)

教育長) 皆様、こんにちは。本日はお忙しいところ、お集まりいただきましてありがとうございます。

それでは、ただいまから、令和7年度大磯町教育委員会第4回定例会を開催いたします。

本日の会議の内容ですが、付議事項4件、報告事項4件でございます。

本日は5名全員、出席しておりますので、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第3項の規定により、定例会は成立いたしました。

本日は傍聴を希望される方が見えておりますので、大磯町教育委員会会議規則第12条及び第17条の規定により、傍聴を許可いたします。

暫時休憩します。

～ 休憩 ～

【令和7年度第3回定例会の議事録の承認】

教育長) 休憩を閉じて再開します。

それでは、はじめに「令和7年度第3回定例会議事録」の承認をお願いします。

まず、「令和7年度第3回定例会議事録」は、お手元に配付しました内容のとおりでよろしいでしょうか。

各委員) 異議なし。

教育長) 異議なしの声がありましたので、「令和7年度第3回定例会議事録」については、ご承認いただいたものとします。

続いて、教育長報告をさせていただきます。

諸行事につきましては執行状況表のとおりです。

今後の予定につきましては、執行予定表をご参照ください。

次に、6月定例会から本日までの間に、教育長に委任された事務で重要なものに関するものについての報告はございません。

本日の報告は、以上でございます。

【議案第8号 大磯町いじめ問題対策・調査委員会委員の委嘱について】

教育長) それでは、議事に入ります。

はじめに、議案第8号「大磯町いじめ問題対策・調査委員会委員の委嘱について」を議題といたします。

書記より議案の朗読をお願いします。

書記) 議案第8号「大磯町いじめ問題対策・調査委員会委員の委嘱について」、本文については省略いたします。

令和7年7月17日、大磯町教育委員会教育長、府川陽一。以上です。

教育長) それでは事務局から、提案理由の説明をお願いします。

教育部長) 議案第8号「大磯町いじめ問題対策・調査委員会委員の委嘱について」、提案理由の説明をいたします。

本案につきましては、大磯町いじめ問題対策・調査委員会規則第4条の規定に基づく、委員の任期満了に伴い、新たな委員を委嘱するため、大磯町教育委員会教育長事務委任規則第2条第1項第10号の規定に基づき、付議するものでございます。

詳細につきましては、学校教育課主幹が説明いたしますので、よろしくご審議くださるよう、お願いいたします。

学校教育課主幹) 議案第8号「大磯町いじめ問題対策・調査委員会委員の委嘱について」、補足説明をさせていただきます。

説明資料の1ページ、委嘱理由をご覧ください。

大磯町いじめ問題対策・調査委員会規則第3条及び第4条の規定に基づき、新たな委員を委嘱するため、教育委員会の承認を求めるものでございます。

説明資料の2ページから3ページは、いじめ問題対策・調査委員会の設置等に関する法令の抜粋でございます。

このうち2ページの「大磯町いじめ問題対策・調査委員会規則」中、第4条に「委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、任期途中で新たに追加した委員の任期は、他の委員の任期に合わせるものとする。」とありますので、今回提案させていただく委員は、令和7年7月1日から令和9年6月30日の任期となります。

4ページは、令和7年7月1日時点のいじめ問題対策・調査委員会委員の名簿でございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

教育長) ただいま事務局から説明がありましたが、ご質問、ご意見があればお願いします。

<質疑応答>

なし

教育長) よろしいでしょうか。

質疑を打ち切り、採決に入ります。

議案第8号について、原案どおり、ご異議ありませんでしょうか。

各委員) 異議なし。

教育長) 異議なしの声がありましたので、議案第8号「大磯町いじめ問題対策・調査委員会委員の委嘱について」は、原案どおりご承認いただいたものとします。

【議案第9号 大磯町立中学校で使用する教科用図書の採択について】

教育長) 次に、議案第9号「大磯町立中学校で使用する教科用図書の採択について」を議題といたします。

書記より議案の朗読をお願いいたします。

書記) 議案第9号「大磯町立中学校で使用する教科用図書の採択について」、本文については省略いたします。令和7年7月17日、大磯町教育委員会教育長、府川陽一。以上です。

教育長) それでは事務局から、提案理由の説明をお願いします。

教育部長) 議案第8号「大磯町立中学校で使用する教科用図書の採択について」、提案理由の説明をいたします。

本案につきましては、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」第13条の規定に基づき、「大磯町立中学校で使用する教科用図書の採択について」、大磯町教育委員

会教育長事務委任規則第2条第1項第12号の規定に基づき、付議するものでございます。

詳細につきましては、学校教育課主幹が説明いたしますので、よろしくご審議くださるよう、お願いいたします。

学校教育課主幹) 議案第9号、令和8年度大磯町立中学校で使用する教科用図書の採択について、補足説明をさせていただきます。

議案第9～11号説明資料の1ページをお開きください。

教科用図書の採択をする理由をご覧ください。本件につきましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律により、令和8年度大磯町立中学校で使用する教科用図書を採択するものです。

説明資料2ページに、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の抜粋がございます。

第14条の規定により、義務教育諸学校において使用する教科用図書については、政令で定めるところにより、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択することになっています。

この「政令で定める期間」とは、説明資料3ページの義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第15条に「同一の教科用図書を採択する期間は4年とする」と規定されております。

なお、政令の第15条第2項にありますように、採択した教科用図書の発行が行われなくなった場合、その他の文部科学省令で定める場合においては、新たに採択をすることとされております。

したがって、令和8年度に大磯町立中学校で使用する教科用図書につきましては、今年度と同様、議案の別紙のとおり採択をしていただきたくお願いいたします。

補足説明につきましては以上でございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

教育長) 令和8年度使用中学校教科用図書についての提案がありました。令和7年度から使用されている中学校教科用図書については、特に問題はないかと思いますが、何か質問があればお願いいたします。

<質疑応答>

なし

教育長) ご意見がないようでしたら採決に入ります。議案第9号「大磯町立中学校で使用する教科用図書の採択について」について、特にご異議がなければ、原案のように採択したいと思いますが、ご異議ありませんでしょうか。

各委員) 異議なし。

教育長) 異議なしの声がありましたので、議案第9号「大磯町立中学校で使用する教科用図書の採択について」は、原案どおりご承認いただいたものとします。

【議案第10号 大磯町立小学校で使用する教科用図書の採択について】

教育長) 次に、議案第10号「大磯町立小学校で使用する教科用図書の採択について」を議題といたします。

書記より議案の朗読をお願いいたします。

書記) 議案第 10 号「大磯町立小学校で使用する教科用図書の採択について」、本文については省略いたします。令和 7 年 7 月 17 日、大磯町教育委員会教育長、府川陽一。

以上です。

教育長) それでは事務局から、提案理由の説明をお願いします。

教育部長) 議案第 10 号「大磯町立小学校で使用する教科用図書の採択について」、提案理由の説明をいたします。

本案につきましては、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」第 13 条の規定に基づき、「大磯町立小学校で使用する教科用図書の採択について」、大磯町教育委員会教育長事務委任規則第 2 条第 1 項第 12 号の規定に基づき、付議するものでございます。

詳細につきましては、学校教育課主幹が説明いたしますので、よろしくご審議くださるよう、お願いいたします。

学校教育課主幹) 議案第 10 号、令和 8 年度大磯町立小学校で使用する教科用図書の採択について、補足説明をさせていただきます。

詳細につきましては、先ほどの議案第 9 号の令和 8 年度大磯町立中学校で使用する教科用図書の採択と、理由は同じでございます。こちらについても、4 年間、同一教科用図書を採択する期間内となっておりますので、今回につきましても、同じものを採択するということところでございます。

補足説明につきましては以上でございます。どうぞ御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

教育長) 令和 8 年度使用小学校教科用図書についての提案がありました。令和 6 年度から使用されている小学校教科用図書については、特に問題はないかと思いますが、何か質問があればお願いいたします。

<質疑応答>

なし

教育長) ご意見がないようでしたら採決に入ります。議案第 10 号「大磯町立小学校で使用する教科用図書の採択について」について、特にご異議がなければ、原案のように採択したいと思いますが、ご異議ありませんでしょうか。

各委員) 異議なし。

教育長) 異議なしの声がありましたので、議案第 10 号「大磯町立小学校で使用する教科用図書の採択について」は、原案どおりご承認いただいたものとします。

【議案第 11 号 大磯町立小学校の特別支援学級で使用する教科用図書の採択について】

教育長) 次に、議案第 11 号「大磯町立小学校の特別支援学級で使用する教科用図書の採択について」を議題といたします。

書記より議案の朗読をお願いいたします。

書記) 議案第 11 号「大磯町立小学校の特別支援学級で使用する教科用図書の採択について」、本文については省略いたします。令和 7 年 7 月 17 日、大磯町教育委員会教育長、府川陽一。

以上です。

教育長) それでは事務局から、提案理由の説明をお願いします。

教育部長) 議案第 11 号「大磯町立小学校の特別支援学級で使用する教科用図書の採択について」、提案理由の説明をいたします。

本案につきましては、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」第 13 条の規定に基づき、「大磯町立小学校の特別支援学級で使用する教科用図書の採択について」、大磯町教育委員会教育長事務委任規則第 2 条第 1 項第 12 号の規定に基づき、付議するものでございます。

詳細につきましては、学校教育課主幹が説明いたしますので、よろしくご審議くださるよう、お願いいたします。

学校教育課主幹) 議案第 11 号、大磯町立小学校の特別支援学級で使用する教科用図書の採択について、補足説明をさせていただきます。

本件につきましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第 13 条第 1 項、同法施行令第 14 条並びに学校教育法附則第 9 条の規定により提案するものです。

特別支援学級で使用する教科用図書は、学校教育法附則第 9 条の規定の規定に基づき、文部科学大臣の検定を経た教科用図書以外の一般図書及び文部科学省が著作の名義を有する教科用図書の中から、教科用図書を選定することができます。

特別支援学級では、在籍する児童生徒一人ひとりの特性や学びの進度に応じた、柔軟な教育的支援が求められております。近年、特別支援学級に在籍する児童の特性や学びのニーズは多様化しており、その状況は様々でございます。

こうした状況の変化を踏まえ、児童一人ひとりの特性の即した教材が必要であると考え、学校と保護者との教育相談からの意見を伺いながら、お子さんのニーズに合わせた教科用図書を使用することが望ましいと判断いたしました。

従いまして、2 教科 2 種目について、別紙のとおり「特別支援学級で使用する教科用図書一覧」として提案し、採択したいというものでございます。

補足説明につきましては以上でございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

教育長) ただいま事務局から説明がありましたが、ご質問、ご意見があればお願いします。

<質疑応答>

教育長) 大磯町立小学校教科用図書一般図書は、2 教科 2 種目について、国語 2 種、算数 2 種を採択するという提案でございますが、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

鈴木委員) 特別支援学級での使用する図書なのですが、学校が、教師、それから保護者だとかの意見を聞きながら採択していると思いますけれども、本当に子どもたちに合っているかどうか。その辺の声は聞いているかどうか。いかがでしょうか。

学校教育課主幹) お子さんのところについては、こんなものがあるというのは見せてございます。保護者との面談、相談、意見を吸い上げるときに、当然、間接的にではあるのですが、保護者を通して、お子さんがこの教科用図書で、学びがより円滑にできるのではないかとということで、このような判断で教科書の採択をお願いするという次第でございます。

鈴木委員) 教師のほうで指導する中でどうなのですか、これは。子どもたちに合った教科書

の内容になっているかどうか。その辺はどうでしょうか。

学校教育課主幹) 子どもの学力差とか、様子が多様化しているというのは、学校の先生も感じておりまして、やはり教科書においても、この支援級に即したこの内容が合っているという意見でございます。

櫻田委員) 今、国語と算数を選ばれたのですが、それ以外の教科は何を使っているのでしょうか。

学校教育課主幹) ほかの教科書、もちろん通常級の子が使っている教科書を使ったり、あとは先生達が独自に用意した教材で対応しています。

やはり、子どもの様子と、保護者の意見と、先生方の意見を踏まえて、国語と算数の状態を考えると、この形がいいのではないかとご意見をいただいています。

以上になります。

櫻田委員) ありがとうございます。

武沢委員) 僕は数学が専門なので、数学、算数も見ているのですが、これ、指導資料等はしっかりしたものがあるのですか。教員用の指導資料というか。教える方の手引書みたいなものは。

学校教育課主幹) すみません、ちょっと私のほうではまだ確認ができていないのですが、ただ、今、聞いているのは、その教科書のものは、最も初級なもので、一番簡易的なものを選んでいくというふうなことを聞いています。

ただ、使い方に関しては、ある程度その先生方が共有できるような指導書じゃないのですが、それが必要だというふうには考えております。

武沢委員) これ、拝見して、何も書いていないので、教えるのが大変かなと思って。その辺のサポートをしてあげないと、先生方も多分大変じゃないかという気がするのです。

学校教育課主幹) 仰るとおりだと思います。ご意見ありがとうございます。

教育長) 特別支援学級で教科用図書を採択するのは、近年初めてだと私は伺っていますが、平塚あたりはどのようなのでしょうか。

鈴木委員) 結構使っていますよね。はい。もう前からね。

教育長) 今回大磯町は、小学校において国語と算数を採択するということです。

教育長) 他にご意見がないようでしたら、ここで採決に入ります。議案第 11 号「大磯町立小学校の特別支援学級で使用する教科用図書の採択について」について、特にご異議がなければ、原案のように採択したいと思います。ご異議ありませんでしょうか。

各委員) 異議なし。

教育長) 異議なしの声がありましたので、議案第 11 号「大磯町立小学校の特別支援学級で使用する教科用図書の採択について」は、原案どおりご承認いただいたものとします。

【報告事項第 1 号 令和 7 年第 2 回（6 月）大磯町議会定例会及び第 1 回（7 月）大磯町議会臨時会について】

教育長) 続きまして、報告事項に移ります。それでは報告事項第 1 号「令和 7 年第 2 回（6 月）大磯町議会定例会及び第 1 回（7 月）大磯町議会臨時会について」、事務局より報告をお願いします。

教育部長) 報告事項第1号、令和7年第2回(6月)大磯町議会定例会、第1回(7月)臨時会について、概要をご報告いたします。

6月定例会の会期は、6月3日から6月17日まで15日間の日程で行われました。

資料表紙の裏面になりますが、資料目次となります。教育委員会に関するものを抜粋しております。

次に、6月10日、11日に行われた一般質問の概要についてご報告いたします。

1ページから13ページまでが一般質問の通告内容で、アンダーラインの部分が教育委員会関係の質問でございます。8人の議員から質問がございました。

2ページをご覧ください。

おかみゆき議員から、「大磯式部活動の先進的取り組みと持続可能性について」として、記載のとおり質問がございました。

町長、教育長からそれぞれ答弁があり、地域への周知、保護者への説明、財源の確保、地域団体との連携などについての再質問がございました。

3ページをご覧ください。

次の議員は、鈴木たまよ議員で、「学校給食における食料残渣について」ということで記載のとおり質問がございました。

町長、教育長からそれぞれ答弁があり、畜産農家へのヒアリング結果ですとか給食調理の委託先との協議についてなどの再質問がございました。

次に5ページをご覧ください。

次の議員は、清田文雄議員でございます。「大磯町立小学校のいじめ重大事態の解決に向けて問う」として、記載のとおり質問がございました。

町長、教育長からそれぞれ答弁があり、こちらでは被害児童保護者との話し合いの状況、個人情報への取扱い、公表についてなどの再質問がございました。

6ページをご覧ください。

2問目のご質問で「相模『国府祭』の国の指定無形文化財に向けた進捗状況について」として、記載のとおり質問がございました。

町長、教育長からそれぞれ答弁があり、こちらでは文化財の活用、地域の協力体制や町の関わりなどについての再質問がございました。

7ページ、8ページをご覧ください。

次の議員は、庄子幸太議員で、「いじめ重大事態の第三者委員会による調査の事実確認が終了したことに伴う報告書公表手続きについて」として、記載のとおり質問がございました。

町長、教育長からそれぞれ答弁があり、第3者委員会での調査件数や公表実績についてなどの再質問がございました。

9ページをご覧ください。

次の議員は、鈴木京子議員で、「町民の心配ごとの解消策について問う」の中の(2)「登校渋り・不登校といじめ問題の取組み」として、記載のとおり質問がございました。町長、教育長からそれぞれ答弁があり、学校での相談体制、いじめ対策についてなどの再質問がございました。

次の議員は、石川則男議員で、「大磯町立小学校いじめ重大事態について」として、記載

のとおり質問がございました。

町長、教育長からそれぞれ答弁があり、調査報告書の公表についてなどの再質問がございました。

11 ページをご覧ください。

次の議員は、高橋英俊議員で、「池田町長の2年半の町政運営を問う」の「大磯町立小学校のいじめ重大事態への対処について」として、記載のとおり質問がございました。

町長、教育長からそれぞれ答弁があり、被害児童保護者からの指摘で付度姿勢や信頼がないことについてなどの指摘がございました。

12 ページをご覧ください。

次の議員は、二宮加寿子議員で、「中学校給食はどこまで進んでいるか」について」として、記載のとおり質問がございました。

町長、教育長からそれぞれ答弁があり、自校式の方針変更や児童生徒の関係者の意見把握の方法についてなどの再質問がございました。一般質問は以上でございます。

続いて、14 ページをご覧ください。

陳情第13号「子どもたちに豊かな学びを保障するために、教職員定数改善と教育予算の増額、義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める陳情」でございます。

こちらは、令和7年5月22日に受理され、令和7年第2回（6月）大磯町議会定例会の初日である6月3日に福祉文教常任委員会へ付託され、6月6日に陳情審査が行われました。

審査の結果、陳情第13号「子どもたちに豊かな学びを保障するために、教職員定数改善と教育予算の増額、義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める陳情」は採択と決しました。

なお、令和7年第2回（6月）大磯町議会定例会の最終日であります6月17日に陳情に対する福祉文教常任委員会の委員長報告がございました。

15 ページをご覧ください。

陳情による意見書案が提出されましたが、こちらは本会議にて否決となりました。

7月1日に開催された第1回臨時会として議会が開催されましたが、教育委員会関係での議案はありませんでしたので資料はございませんが、補正予算が1本ありまして大磯町役場新庁舎整備事業の補正予算が審議され可決しました。

報告は以上でございます。

教育長） ただいま事務局から報告のありました件につきまして、ご質問、ご意見があればお願いします。

<質疑応答>

トリー委員） いじめ重大事態についてのご質問がかなり多いのかなというふうに思いますので、じっくりとまた話合いの場を持って対応していきたいなと思っております。

教育長） じっくりと対応していきたいと思います。

教育部長） いじめ重大事態、やはり再発防止というのが大事でございますので、また様々な形でいじめが発生することが想定されておりますので、教育委員会としても委員の皆さんからのご意見をいただきながら協議を進めていければと思っております。

以上です。

トリー委員） よろしく願いいたします。

鈴木委員) 今のいじめ問題についてですけど、子ども、被害を受けたというか、子どもに対して、教員だとか学校、教員、スクールカウンセラーと、そのあたりで、被害を受けた子の声を聞き、フォローしていかなくちゃいけないのだろーと思います。

あとやはり、それ以外に、保護者が今、相当不安に思っていると思うのですね。ちょっとしたいじめの中でも。昔は、いじめた、いじめられた、そういうことが起こったときに、子ども同士で結構解決していたと思うのですね。また、その声を聞いて保護者が学校側に注文を付けるというか、どういうことかということで問いただすということがあったと思いますが、その学校側もきちんと対応するだろうし、それから、あとそういう保護者に対して、同級生の保護者だとか、それから先輩の保護者だとか、PTAの会長だとか、そういう方々が、不安に思っている保護者に対してフォローするというか、声を聞いてフォローする体制が昔はできていたと。

ただ、今は、近所付き合いがないし、お互いに助け合う雰囲気が、今の社会の中で欠けています。今の状況に対して、大磯町として、そういう不安に思っている保護者に対してどのようなフォロー体制というか、整備をされているのか。それをお聞きしたいです。

学校教育課主幹) おっしゃられたとおり、自分が育ってきた学生時代と比べて、やっぱりその関係性の希薄さというのがあるので、やっぱりその地域のつながりを作るのももちろんそうですし、やっぱり理解を求めるための説明とか、あとはその子どもの状況を共有して、子どもファーストで一緒に考えるという姿勢の基本がないと、なかなか難しい対応になってくるのかなというふうには思います。

何かすごく精神論になってしまうのですが、ちょっと学校も忙しくなってきたときに、やっぱりハートでの対応というのがどうしても抜け落ちていたりとか、そこがやっぱり保護者に伝わったときに保護者の不安になって、どうなっているだとか、今どこまで進んでいるとか、その進捗を学校もなかなか報告をできなかったりとか。例えば、町教委であれば、そういったちょっと客観的に感じたときに、すぐにアドバイスをするとか、すぐに学校に行って一緒に考えると、彼らに入っていく。そういったことの対応をしていますということと、あとは、実際にそのいじめに特化した、学校内の会議とか支援体制のチームというのがあるのですが、例えばそれが保護者にきちっと伝わっていて、困ったときには必ず窓口が担任で、担任が駄目なときには学年主任でというような、相談窓口を明確化するとか、そういったことで少しずつ不安を減らしていくというのが、一個一個できることかなというふうに考えています。

以上になります。

武沢委員) 9ページの庄子議員のやり取りの最後ですが、その辺を差し支えない範囲でご紹介いただければいいのですが、最後の、マスクングなしの報告書原文の交付以外に考えられる要因はないのかというのは、何か他の手だてがないのかという意味ですか。庄子委員のご質問は。

学校教育課主幹) 庄子議員のおっしゃられていた、マスクングなしのものを見せること以外に、記録として何か提示する方法はないのかという解釈でいるのですけれども。

武沢委員) 分かりました。

そうしたときに、教育長、もしくは町長の答弁は、どういう答弁をされたのですか。何とお答えになったのですか。

学校教育課主幹) ちょっと確認をさせていただきます。すみません。

武沢委員) やっぱここがちょっとポイントだと思うんですね。

我々がずっと議論してきたように、加害者、被害者がありますけれども、加害者児童の人権というものもあるし、そういうことを最大限の尊重をして、教育があるべきだというような議論を我々委員の中で共有されていると思うので、この辺はきちんと教育委員会としてしっかりとその個人の個人情報とかプライバシーとかということを重要視して、今後、どちらにしても若い子どもたちの将来がありますので、きちんと我々としてはサポートしていくということが重要なと思うので、ちょっとお聞きしました。

学校教育課主幹) 教育委員会として、要はその人権の部分というのは、当然、もちろん被害を受けたお子さん、非常に気の毒だということで、こちらとしてももちろん気持ちに寄り添って対応しなきゃいけないというところ。だからと言って、じゃあ加害側の子どもの個人情報を分かるような形で提示させちゃうというのは、それはそれで問題だと思うんですね。その両方をどうやったらうまくカバーできるのかなというところの視点は崩さないでやっていくべきと思っています。

教育長答弁です。「教育委員会としては、法律や条例により、氏名など、特定の個人が識別され得る部分、情報が記載されている調査報告書をお渡しすることはできません。公表することもできません。公表に当たって、非公開とする情報に留意しつつ、マスキング処理いわゆる黒塗りをする必要がある」というふうに答えています。

武沢委員) 了解しました。それでよろしいと思います。

トリー委員) そのマスキングに関しては、単純にお見せしたときに、お渡しするときにこうなりますという説明がちょっと抜けていたから言われちゃったのかなというだけのことだと思うのですよね。だから、対応としては、教育長のお答えのとおりでよろしいかと私も思います。

あとは、ちゃんとフラットな立ち位置で我々が本当はどんなことがあったのかというのをちゃんと見た上で対応を見極めていかないといけないと思いますので、また今後ともいろいろと議論の場をよろしくお願いいたします。

ありがとうございます。

教育長) 今の時代は、被害とされる児童及び加害とされる児童、保護者との話合いが持たれないと、残念ながら。学校の先生も間に入るというものの、もっと突っ込んで保護者同士、加害とされる保護者、被害とされる保護者がとことん話し合う場をとことん設定するということができなくなっている時代かと思います。だから、加害とされる保護者と被害とされる保護者の間の話合いをどうやって持ってもらえるかというのは、学校の教員の主たる仕事であるし、限界があると思いますが、そこを抜きにして解決はできないような時代になってきています。

要するに世間がなくなって、個人と個人、個人が個人の被害、あるいは加害を主張するだけで、間に入る大人の存在がなくなっているというのが現状です。それを、どういうふうにしていくか。これは逃げることのできない課題だと思っています。

答えになっていないと思いますが、一つ一つ丁寧に対応していくしかないと思っておりま

すので、教育委員の皆様にも、これからいろんな事案が出てくると思いますので、ご意見を

お願いしたいと思っております。

鈴木委員) 渋りとか不登校というのが近年増えていると思いますけれども、大磯町の今の状況、この辺についてどうなのか。増えているのか、どうなのか。何人とかは、それはこの場では言えるかどうか分からないのですが、その辺が増えているかどうかということと、それからやはり、不登校の子、登校渋りの子、やっぱり学校にいけなくても、本来ならば友達と一緒にわいわい遊んだり、勉強したいと、そういう気持ちはあるであろうと思うのですが、心の問題でその壁を破れないということで、そのフォロー体制としてスクールカウンセラーだとか、まずは担任だと思いますけど、それからスクールカウンセラーだとか、養護教諭だとか、そういう、職員全体で対応していると思いますけど、そういう不登校になった子どもたちに対して、大磯町として別の場所で勉強を、昔だと保健室とか何かで勉強したりしていましたが、その辺のフォロー体制、今大磯町はどんなことをやっているのか。そこの辺をお聞きしたいと思います。

学校教育課主幹) まず、不登校、登校渋りの状況なのですが、当然その全国平均というのは右肩上がりにはなっていて、大磯も同じように上がってはいるのですが、数はそれなりに。ちょっと資料がないのであれなのですが。ただ、その全国平均、県平均に比べれば、上がり方は若干緩やかな状況ではございます。

ただし、それがその手だてとしてその効果を上げているかというところについては、もっと検証が必要だと思うのですが。

具体的に登校渋り、不登校の子たちの手だてとして、やっぱり居場所づくりというのは、ここ二、三年で急激に、県からも言われ、国からも言われ、町としても動いているのですが、やはり校内教育支援センター、要するに校内での専門の部屋というのが。昔から大磯小学校あおばとルームとか、国府中学校学習支援室、元々既存にある部屋をより強化させる。例えば県からも会計年度任用職員が、それ専用で週1回、2回、配置され、後は町独自の学習支援員さんとか、そういう方にも関わってもらって、なるべくこどもの居場所についてのバリエーションを増やしていく。これがないとどうなるかというと、昔ながらの保健室の先生に負担をかけちゃったり、担任の先生に負担をかけちゃったり、やっぱりそういうことがどうしても起こってしまう。だから、少なくとも窓口に関しては、子どもの相談窓口とか、保護者の相談窓口に関しては、担任だけでも抱えられない部分があるので、そういった居場所づくり、あと窓口も豊富にさせるというところを、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーも入れてバリエーションを増やしています。

ただ、基本的には学校、あるいは担任の先生が自走しないと解決しないことが多いので、あくまでそういう方はアウトソーシングではなくて、最後は学校自身が解決するという姿勢で対応をお願いしているところでございます。

以上になります。

櫻田委員) 私は大学でそういう生徒指導系の授業を担当しているので、ちょっと資料を見たのですが。文部科学省の資料だと、1クラス35人で6、7人は不登校とか登校渋りの傾向があるということです。恐らく平均値は35分の6、7といったかなりの数になると思うので、今お話があったとおり、そういう生徒がクラスにいたとすると、やっぱり担任の先生がまず一番近いところにいるので、その先生達がそういう生徒にもちゃんと時間を使えるというか、

余裕が必要だと思うのですね。

私が言いたいのは、教員の働き方改革とか、そういった視点でもぜひ進めていただきたいなというふうに思っています。

以上です。

教育長) ありがとうございます。

全国で34万人を超えているという不登校ですが、大磯町においても、最近の30日以上を越える年間の欠席者で、現在も不登校になっている子が130人を超えています。それで、去年よりも、去年の110人、そして今年1年間がそうだった場合ですけど、100分の130の増加で、かといって校内支援センターや、つばさ等の通園のほうに不登校でありながら来てくれる子も5人ということで、130人のうちの5人ほどしか、公的な機関には、不登校の子は関わってこないというのは、大きな問題です、現状は。

鈴木委員) そうですね、不登校の子を学校に連れ出すじゃないけど、一番身近にいる担任、それから友達の力なのですね、クラスの。その力を借りないと、子どもたちはなかなか登校しません。優しい友達だとか、そういう子がいるからおいでよとか、子どもたちの声、それによって、私も経験の中で、やはり、私が一緒に関わるのだけど、子ども側の声かけ、これが不登校の子を解決するのが、一番の策だと思います。

それには、担任にやはりそういう子どもたちに、例えば放課後だとか、私なんかは朝迎えに行くとかね。担任がすごく余裕な時間があればそういう対応はできるのですが、今きっと、そういう余裕の時間がないのではないかと。ですからやはり学校の担任の授業内容、この辺を思い切って減らして、昔と比べると結構多いのではないかと思いますよ、要らないものが。だから、思い切って切って、そして子どもたちに向き合う時間、担任が向き合う時間、子どもと一緒に何か手だてを取るような、そういうような学校体制というか、そういう制御をする必要があるのではないかと。

それで、ちょっと話は変わりますが、高齢者は、ひきこもりをやっていますね。結構います。定年後、特に男の人は家にこもっちゃって、それで、本当は近所の人と、同世代の人とかいろいろな人と関わって過ごしたいのだけど、なかなか出られない人がいる。

子どもたち、そういう高齢者も同じような、大人も同じような状況で、やはり何か大磯町として、皆が仲よく声を掛け合って、子どもじゃないけど、子どもも大人も年寄りも、皆で声を掛け合って、家から出ようよ。家にこもらないで、外は楽しいよというような、みんなで声をかける雰囲気、それが必要じゃないかなというふうに思います。

ぜひ担任の先生の負担を減らして、教育委員会から余計なものを出さないようにして、そうして不登校の子どもたちに向かい合う、担任が一生懸命取り組んでもらいたいというふうに思います。

教育長) ありがとうございました。

先ほど鈴木教育委員から質問があった件でちょっと思い出したのですが、大磯町の小学生、中学生の合計が約2,100人、約2,150人かな。それで、現状は百三十数人が1か月以上の欠席日数。今も、現在も続いている。比較すれば、百三十何人が今年も来ないとしたら、去年と比較して110分の130くらいが増えているということで、それは公的な相談機関に保護者も勧めるのにもかかわらず、行かない、来てくれない。相談機関に来てくれない。じゃあどうし

たらいいかということで、いろいろな取組が全国で、COCOLOプランとかいうことで行われていますが、世間が変わってきたとしか言いようがなくて。

共働き家庭が増えているということも相まって、学校の先生が働き方改革で余裕ができたとしても行きたくない。行きたくないというか、学校にはいろいろな要因があって来ないというのが現状で、じゃあどうするかといった場合、私は公的に、教員が来ない、保護者も来ない場所を用意してあげて、アパートか何かを公費で借りて、そこで大人たちが、ボランティアの方を中心に、子どもの聞き役になってやる、あるいは子どもが黙って、学校とは関係ない公的な世界で、来るのを待つという施設ができれば、劇的に不当校は減るというような情報を得ています。

要するに、公が絡んでも解決しないけれども、こういう場所があるよと、自由な場所があるよ、そういう居場所づくりと言いますか、半というか、半分公的で、税金で援助して場所を1か月5万円くらいの家賃を払って、そこを提供すれば、大人が付けば、来てくれる子どもは劇的に増えるのではないかという説もあって、それをやってくれる地方も幾つかあるようですけど。大磯町でも、近隣はそういうことがないわけで、そういうこともやって見る価値はあるのかなというように考えているところです。

引き続き教育委員の皆様と、良い知恵を出し合っていきたいと思います。
教育長) よろしいでしょうか。

【報告事項第2号 令和7年度第1回いじめ問題対策・調査委員会の開催結果について】

教育長) 次に、報告事項第2号「令和7年度第1回いじめ問題対策・調査委員会の開催結果について」、事務局より報告をお願いします。

学校教育課主幹) 報告事項第2号令和7年度第1回いじめ問題対策・調査委員会の開催結果について報告いたします。資料をおめくりいただき、内容をご覧ください。

本委員会は、いじめ防止対策推進法第14条第3項および第28条第1項の規定に基づき、いじめの未然防止から重大事態への対応まで、町として実効的な対策を講じるために設置されたもので、平成27年度以降、附属機関として継続的に開催しているものです。

今年度第1回の委員会は、7月7日月曜日午前10時から、大磯町役場本庁舎4階第2委員会室にて開催いたしました。

出席者は、いじめ問題対策・調査委員会の委員4名、傍聴者の参加もありました。

会議は、教育長のあいさつ、委嘱状交付に続き、協議（非公開）およびその他報告事項という流れで実施されました。

協議の内容について主な点をご報告いたします。

まず、いじめ問題に対する取組についてですが、事務局からは以下の報告を行いました。

いじめの定義を全体で確認したうえで、未然防止・早期発見・早期対応・再発防止の4本柱での体制強化について説明。

学校では定期的に生活アンケート、その中でいじめに関わる内容も聞いているのですが、アンケートを実施、全校で学期に1回以上実施しています。

学校によってはGoogle フォーム等のデジタルの活用も進めています。

会議体の定期開催、SC・SSW等の専門職を交えた組織的対応の推進。

月1回の認知集計や、必要に応じた認知報告書の提出体制。

昨年度は入っていないリーバー社の「心の健康観察アプリ」導入による担任の負担軽減とチーム対応の実現。

「かながわ子どもサポートドック」の活用による専門的なスクリーニングとプッシュ面談。

アンケート保管の基準統一、小学校は義務教育終了まで、中学校については、実施から5年間という共通理解をした。

委員からは、アンケートの公平性や管理方法に関する意見、また名札がない新学期の児童生徒対応の大変さなど、実際の学校現場の先生に寄り添った意見をいただきました。

それから、令和6年度いじめ認知状況及び対応について、事務局からは次の報告をいたしました。

「冷やかし・からかい」、「軽くたたかれる」といった行為の比率が最も多く、特に「金品」「暴力」などの事案については町教委も注視して対応しています。

学年が上がるごとに認知件数は減少する傾向があり、子どもの成長がうかがえている点。

いじめの「解消」の定義は「3か月経過し、本人・保護者ともに解消と確認できた場合」とし、安易に判断せず、継続支援を重視すること。

それから認知件数の増加については、学校の取組姿勢や認知意識の高さのあらわれであり、件数の「多い」「少ない」が学校の良し悪しを示すものではない旨を強調させていただきました。

委員からは、認知件数の偏りについて、学年や教員の差などを踏まえた分析の必要性、そして、生活アンケートの中では、SNSのトラブルに関する設問の有無などが問われましたので、そういった設問もあることを説明しております。

重大事態に関しては、町として5月までに4件を把握・対応中であることを委員に共有し、それぞれの進捗や課題について意見交換を行いました。

「令和7年度 第1回いじめ問題対策・調査委員会の開催結果について」の報告は以上でございます。

教育長) ただいま事務局から報告のありました件につきまして、ご質問、ご意見があればお願いいたします。

<質疑応答>

武沢委員) 私、中高の校長をやってまして、中学から高校くらいになると、今度はSNSに係るトラブルが非常に増えてくる。例えば最初、冷やかし、からかいというのは、かなり現実的にも肉体的な、フェース・トゥ・フェースのやり取り、それがいいとは思わないのだけれども、そういうものからだんだん、ネット上でのやり取りがあるという中で、このSNSにかかる質問というのは、具体的にどんな質問が、やられたのか、考えているのか。

また、現実的に大磯の中学校の生徒さんたちって、SNSの使用状況というのは具体的な何か、状況って把握されていますか。

学校教育課主幹) まず、どの学校のアンケートの中に、友達から嫌なことをされたことがあるとか、過去何か月以内とか、そういった項目があって、その中に注意書きで、SNS等のトラブルを含むという形で必ず聞いているので、SNSにおけるトラブル、いじめも把握できる仕組みにはなっております。

武沢委員) それから、最近の調査は取っていないのですが、所感としては、中1から、もう8割以上の子はSNSをやっているはずです。だから、正確に、確かにちょっとそろそろデータを取ったほうがいいかなと思ってはいるのですけれども、かなり増えています。もう持っていない子がいないくらい。

先ほど、鈴木委員のお話でもそうなのだけれども、生徒たちの居場所が、現実の居場所があればそれでいいのだけれども、中高生になると、ネット上が自分の居場所がいいところになっちゃうのですね。そうすると、とんでもない話で、もう世の中のニュースもたくさん出ているような形になるので、ある程度、大磯中学校、国府中学校の生徒さんたちがSNSにどのくらいコミットしているかというのは、ある程度教員として、教育委員会として情報を把握しておいたほうがいいかなという気がします。

学校教育課主幹) 仰るとおりで、閉鎖的なやり取りであって、把握しづらいというところが非常に怖いところで、やはり相談しやすいところとか、具体的にこうするとこんなトラブルになるよとか、啓発のためのそういう講演会を各学校に設定したりしております。

ただ、改めて、やはり時代の変化で内容も物すごく変わってくる世界なので、やはり最新情報に注意しながら対応について考える必要があるかというふうに考えております。

トーリー委員) 中学なんか、携帯を持ってくるのはいけないが基本で、どうしても家庭の事情等で連絡が必要な場合があるということで持つ場合も、一応登校した際に預けて、帰るときまで使えない状態というふうなことをしていたと思うのですが、今でもそれはしていますか。

学校教育課主幹) 今でも同じルールで運用しております。

トーリー委員) 分かりました。ありがとうございます。

それで、本当にSNSって、見えないところが本当に怖いのですよね。これ、正式な数とかいうのは、ちょっと取れないと思いますね、難しいと思います。今のお子さんは我々よりもよっぽどたけていますのでね、大人が分からないようなところでやっているの、正式なこの実態を掴むというのはちょっと、なかなか無理かなとは思いますが。

ですから、そういう使い方をしたらこういう、自分では思わなかったようなところに、例えばよく、一時期ちょっとポルノ映像みたいなのが出ちゃってもう消せないのにとかね、そういう安易なものですよね。そういう安易な映像とか、もちろんその言葉だけではなくて、そういう部分でもいろいろ、これ、どんどん啓発活動を、講演会などで、本当に分かってもらわないと、そんなにお気楽に、大事になると思ってなかった。なってからではもう、これ、絶対にもう消せないデータとかというものの中には出てきちゃうので。これ、本当に重大な問題だと思いますので、ぜひ活発に、そういう場、講演の場とかは設けてもらいたいと思います。よろしくお願いします。

教育長) よろしいでしょうか。

【報告事項第3号 『終戦80年企画展「資料と証言にみる大磯と戦争」の開催について』】

教育長) 次に、報告事項第3号、『終戦80年企画展「資料と証言にみる大磯と戦争」の開催について』事務局より報告をお願いします。

郷土資料館長) 報告事項第3号 終戦80年企画展「資料と証言にみる大磯と戦争」の開催について説明いたします。資料1ページをご覧ください。

大磯町郷土資料館では、令和7年8月2日から10月5日にかけて、終戦80年企画展「資料と証言にみる大磯と戦争」を開催いたします。

本年、終戦80年を迎え、大磯と近代の戦争をテーマに、関係する所蔵資料の展示を行い、戦時中の大磯の様子や、戦争が地域や住民へ与えた影響について紹介いたします。

また、郷土資料館では、平成28年度から令和3年度にかけて、市民協力者と共に戦時中の大磯に関する調査として、空襲体験者への聞き取り調査や、防空壕及び旧日本軍の陣地壕跡の調査を実施してきました。本展では、これらの調査成果をまとめ、発表することも目的としています。

内容につきましては、記載のとおりです。

2ページ目をご覧ください。企画展の展示内容について深く理解を促すため、関連企画といたしまして、8月15日、8月30日、9月20日には当館学芸員が展示解説を行います。

なお、本日、企画展の関係する刊行物を机上配布させていただきましたので、お時間がある時にご高覧ください。

説明は以上です。

教育長) ご質問、ご意見があればお願いいたします。

<質疑応答>

武沢委員) 説明ありがとうございました。こんな立派な資料が2021年からできていると全然知らなくて、今日初めて拝見して、いやすごいなと思って。

やはりこういう時代だからこそ、やはり若い子どもたちに、身近な戦争のことを伝えることが、僕は重要だなと思っています。

質問は、これ、小学生、中学生なんかは、どういうふうにコミットする。こういう冊子が全員に行くわけではない。

郷土資料館長) 郷土資料館で、1冊360円で販売しておりますけれども、学校のほうは、生徒に配付することはございません。

武沢委員) 学校図書館が何かに入るのですか、この冊子。

郷土資料館長) ちょっと時間がたってまして、確認をさせていただきます。もしなければ配付させていただきます。

武沢委員) できる範囲で、財政のできる範囲で結構なのですが、やはりこういうことは小学生、中学生あたりから、やはり大磯にも戦争が非常に身近にあって、おじいちゃん、おばあちゃんがこんなふうに苦労したのだということを伝えていくということは非常に僕は重要なと思いますので、何かお金の範囲で、例えば子どもたちを遠足の中で、1日見せに行くとか、何かそんな工夫をしていただくと、何か大磯でも戦争についての、子どもたちへのつながりがあるということが分かる、非常にいいものだと思うので、ぜひよろしくお願いします。

郷土資料館長) ご意見ありがとうございます。

鈴木委員) 関連して、この資料で私も、とてもよくて、小学生だと、6年生くらいの歴史の勉強でこの資料を使うことができるだろうし、中学校でも社会科の勉強の中で使えるということで、せめてクラスの人数分、1校40冊くらい配ってもらおうと、子どもたちがそれを使って資料で学習できるのですよ。そのように配付していただきたいなというふうに思います。

教育長) タブレットでね。

鈴木委員) タブレットか。今はそうか。古いな。まあどっちでもいいけど。

トーリー委員) 子どもはタブレットのほうが見やすいかもしれないですね。

教育長) タブレットで。

トーリー委員) 見やすいと思いますね、今のお子さんは。

教育長) ぜひ子どもがこの際、昭和 100 年、戦後 80 年の大事な時期ですので、ぜひ工夫をして、子どもたちも見る機会をつくっていただきたいと思います。

郷土資料館長) ご意見ありがとうございます。

学校教員とも連携して、戦争の記録ということを学習の一つとしてできるように進めていきたいと思っております。

トーリー委員) 夏休みに 1 回はここに行きましょうとか、推進したりして。

武沢委員) スタンプラリーか何かで。

トーリー委員) そうそう。スタンプラリーみたいに。何かちょっとわくわく、楽しくなって、行きたくなるような感じで。せっかく夏休みは長いですからね。

郷土資料館長) 郷土資料館と旧吉田茂邸におきまして、昨年度もスタンプラリーを行いましたけれども、本年も行っておりますので、その点、呼びかけてきたいと思います。

トーリー委員) じゃあ、学校で宣伝をしっかりとっていただいね。

郷土資料館長) はい。ありがとうございます。

教育長) よろしいでしょうか。

【報告事項第 4 号 いじめに係る対応等について】

教育長) それでは、報告事項第 4 号『いじめに係る対応等について』を議題とします。

報告事項第 7 号については個人情報を取り扱う内容となりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 7 項及び大磯町教育委員会会議規則第 12 条の規定により、秘密会としたいと思いますが、いかがでしょうか。

各委員) 異議なし。

教育長) ご承認いただきましたので、報告事項第 4 号については、秘密会といたします。

傍聴者は退室をお願いいたします。

暫時休憩します。

～ (秘密会) ～

教育長) それでは、休憩を閉じて、公開の会議を再開します。

ただいま、秘密会において、報告事項第 4 号『いじめに係る対応等について』の報告がありましたことをご報告いたします。

【その他】

教育長) 次に「その他」について、何かございますでしょうか。それでは、事務局から願います。

教育部長) 次回の教育委員会定例会は、8 月 21 日、木曜日、午前 9 時 30 分から、役場 4 階第 1

会議室で開催予定です。

なお、午後は、PTA 代表者との意見交換会を行う予定となっております。

教育長）それでは、以上をもちまして、令和7年度大磯町教育委員会第4回定例会を閉会いたします。お忙しい中、長時間に渡りご審議いただきまして、ありがとうございました。お疲れさまでした。

(閉会)

会議の経過を記載し、その相違ないことを証しここに署名する。

令和7年8月21日

教 育 長 府川 陽一

教育長職務代理者 トーリー 二葉

委 員 櫻田 京子

委 員 鈴木 孝善

委 員
